



一般社団法人日管連管理組合サポートセンター 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日管連管理組合サポートセンター（以下、「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(定義)

第3条 この定款において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 一般法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)をいう。
- 二 適正化法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）をいう。
- 三 会員 正会員、賛助会員及び名誉会員の総称をいう。
- 四 日管連 一般社団法人日本マンション管理士会連合会をいう。
- 五 登録マンション管理士 都道府県マンション管理士会に所属し、日管連に登録されたマンション管理士をいう。
- 六 認定マンション管理士 登録マンション管理士のうち、日管連が定める基準を満たすマンション管理士として認定されたマンション管理士をいう。
- 七 外部管理者等 マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドラインの想定する外部専門家が区分所有者に代わり、管理者、監事又は管理組合の理事会における役員に就任した際の総称をいう。
- 八 理事長 一般法人法上の代表理事をいう。
- 九 入会 一般法人法上の社員となることをいう。
- 十 退会 一般法人法上の退社をいう。
- 十一 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に定めるものをいう。
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの(以下「電磁的記録」という。)を交付する方法
- 十二 WEB 会議システム等 電気通信回線を介して、即時性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うことができる会議システム等をいう。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、日管連、国、地方自治体及び関係団体との連携、協力等により、会員の活動を支援するとともに、外部管理者方式等及びマンション管理士制度の普及、周知を通じてマンションの管理の適正化に資することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 外部管理者等の指導、助言及び支援
 - 二 外部管理者等の養成及び能力向上を目的とした研修の実施
 - 三 外部管理者方式等に関する相談の対応
 - 四 外部管理者方式等に関する情報及び資料の提供
 - 五 外部管理者方式等に関する調査及び研究
 - 六 外部管理者方式等及びマンション管理士制度の普及に関する広報
 - 七 日管連、国、地方自治体及び関係団体との連携及び協力
 - 八 その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般法人法上の社員とする。

- 一 正会員 当法人の目的に賛同して入会した認定マンション管理士
- 二 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 三 名誉会員 当法人に功勞のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会基準)

第8条 正会員となろうとする者は、次の各号のすべてを満たす者でなければならない。

- 一 登録マンション管理士のうち、認定マンション管理士であること。
- 二 適正化法第30条第1項に定める欠格事由に該当しないこと。
- 三 日管連が提携又は委託するマンション管理士賠償責任保険に加入していること。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 入会金及び会費の納入法等に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上

であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員の除名に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 正会員が適正化法第33条第1項によって、マンション管理士の登録を取り消されたとき。
- 二 正会員が登録マンション管理士でなくなったとき。
- 三 正会員がマンション管理士賠償責任保険の加入を怠ったとき。
- 四 該当会員が正当な理由なく年会費等を1年以上滞納したとき。
- 五 該当会員が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 六 総正会員（対象会員が正会員であるときは、当該会員を除く。）が同意したとき。
- 七 該当会員が死亡又は該当会員である法人若しくは団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、将来に向かって当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、当該会員資格喪失時までに発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 八 基本財産の処分の承認
- 九 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 16 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、社員総会を招集しようとするときは、開催日の 2 週間前までに、招集の目的、会議の日時・場所（WEB 会議システム等を用いて社員総会を開催するときは、その開催方法）及び議決権の行使方法を記載した書面又は電磁的方法をもって正会員に通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 社員総会（WEB 会議システム等を用いて開催する社員総会を含む。）の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散及び残余財産の処分
- 五 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 六 その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条第 1 項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人による議決権行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の該当正会員又は代理人は、書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することができる。

(書面等による議決権の行使)

第 22 条 社員総会に出席できない正会員は、書面に議決権の行使を委任することができ

る。この場合において、議決権行使書に必要な事項の記載内容は、理事会において別に定める。

- 2 前項の正会員は、書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により書面等によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、開催（WEB会議システム等を用いて開催したときはその旨）の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第25条 社員総会に関する必要な事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上20名以内
- 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、5名以内を副理事長、5名以内を常任理事（以下、副理事長及び常任理事は、一般法人法第91条第1項第2号の「業務執行理事」という。）とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 26 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 31 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事に対し、報酬等として、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 33 条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第 34 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにする当法人との取引

三 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 35 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 36 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長、業務執行理事及び事務局長の選定及び解職
- 四 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- 五 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- 六 規則等の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- 六 第 35 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(開催)

第 38 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とし、臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を

理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

四 監事から、一般法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。

五 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(決議)

第 41 条 理事会（WEB 会議システム等を用いて開催する会議を含む。）の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 42 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、開催（WEB 会議システム等を用いて開催したときはその旨）の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 45 条 理事会に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会に

において別に定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条で理事会が別に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第50条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第51条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第52条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第54条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(合併等)

第56条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第57条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第58条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 業務組織

(部の設置)

第59条 当法人の各業務を分担執行するために必要があるときは、理事会の決議によって部を設置することができる。

2 部の設置、改廃、その他組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会の設置)

第60条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議によって委員会を設置することができる。

2 委員会は、常任委員会と特別委員会とする。

3 常任委員会及び特別委員会の委員長及び委員は、理事会決議を経て、理事長が委嘱する。

4 委員会の設置、改廃、その他組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第61条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第12章 支部

(支部)

第62条 当法人は、従たる事務所のほか、第5条で定める事業及び当法人と会員との連絡調整を図るために必要があるときは、理事会の決議によって支部を設置することができる。

2 支部の設置、改廃、その他組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第64条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第65条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第15章 附 則

(最初の事業年度)

第66条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年12月末日までとする。

(設立時の役員等)

第67条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	高辻潤司	源間健二	萩原孝次	山田勤	柴田龍也	中山孝仁
	森口二郎	室田博	岡村淳次	長尾隆弘	藤野雅子	山下三貴子
	佐野勇					

設立時代表理事	高辻潤司
	埼玉県春日部市牛島 78 番地 14

設立時監事	牧博史
-------	-----

(設立時社員の氏名及び住所)

第68条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	埼玉県春日部市牛島 78 番地 14
-----	--------------------

設立時社員 高辻潤司

住 所 静岡県浜松市浜名区高畑 521 番地

設立時社員 源間健二

(法令の準拠)

第 69 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日管連管理組合サポートセンター設立のため、設立時社員高辻潤司及び源間健二の定款作成代理人行政書士山田勤は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 6 年 12 月 26 日

設立時社員 高辻潤司

設立時社員 源間健二

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

住 所 埼玉県所沢市くすのき台 1 丁目 12 番 12

N O R G E 所沢駅前 102

代理人 行政書士 山田勤



(1)	同一の情報の提供	
(2)		
(3)	提供の日付：2025年1月9日	
(4)	公 証 人：01280008 長野哲生	
(5)	所属法務局：東京法務局	
(6)	公 証 役 場：練馬公証役場	
(7)	東京都練馬区豊玉北5丁目17番12号	
(8)	請求対象の登簿管理番号：25-0128000802001957	
(9)	請求対象の文書種別：電磁的記録の認証	
(10)	請求対象の認証日：2025年1月9日	
(11)	請求対象の処理公証人：01280008 長野哲生	
(12)	所属法務局：東京法務局	
(13)	公 証 役 場：練馬公証役場	
(14)	東京都練馬区豊玉北5丁目17番12号	
(15)	認証文	
(16)	これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。	
(17)	よって、これを認証する。	
(18)		
(19)		
(20)		